

深川市アライグマ、カニクイアライグマ及びアメリカミンク防除従事者の登録等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）第18条第1項の規定による確認を受けて行うアライグマ、カニクイアライグマ及びアメリカミンク（以下「アライグマ等」という。）の防除に係る捕獲に従事する者（以下「防除従事者」という。）の登録等に関し、「深川市におけるアライグマ・カニクイアライグマ防除実施計画書」及び「深川市におけるアメリカミンク防除実施計画書」（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省令・環境省令第2号）第23条第2項に規定する防除実施計画書であって、市長が定めたものをいう。以下「計画書」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(防除従事者の要件)

第2条 防除従事者として登録を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 18歳以上の者であること。
- (2) わな猟免許（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第39条第3項に規定するわな猟免許をいう。以下同じ。）を有する者又はアライグマ等の防除に関する講習会等を受講し、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると市長が認めた者であること。

(防除従事者の登録申請)

第3条 防除従事者として登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、深川市アライグマ等防除従事者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 運転免許証等本人確認ができるものの写し。
- (2) わな猟免許を有する者にあつては、鳥獣保護管理法第43条に規定する狩猟免状の写し。

(防除従事者の登録)

第4条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、申請者が第2条各号に規定する要件を満たす者であると認めたときは、当該申請者を防除従事者として防除従事者台帳に登録するものとする。

(防除従事者証の交付)

第5条 市長は、前条の規定により登録をしたときは、当該登録をした防除従事者に深川市アライグマ等防除従事者証（以下「防除従事者証」という。）を交付するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 第4条の規定による登録の有効期間は、当該登録を受けた日から当該日の属する年度の末日までとする。

(氏名等の変更の届出)

第7条 防除従事者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに深川市アライグマ等防除従事者登録内容変更届(様式第2号)に防除従事者証及び運転免許証等変更が確認できるものの写しを添えて市長に届け出なければならない。

(防除従事者証の再交付)

第8条 防除従事者は、防除従事者証を汚損し、き損し、又は紛失したときは、直ちに深川市アライグマ等防除従事者証再交付申請書(様式第3号)に関係書類を添えて市長に申請し、防除従事者証の再交付を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第9条 市長は、防除従事者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該防除従事者の登録を取り消すものとする。

- (1) 外来生物法、鳥獣保護管理法その他の関係法令又はこの要領、計画書に定める捕獲の実施等に係る事項若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) わな猟免許を有する者にあつては、鳥獣保護管理法第64条の規定により、狩猟者登録を取り消され、又はその効力を停止されたとき。
- (3) アライグマ等の防除に係る捕獲に関し不誠実な行為をしたとき。
- (4) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (5) 当該防除従事者から防除従事者の登録取り消しの申出があつたとき。
- (6) 第6条に規定する有効期間が満了したとき。

2 市長は、前項第1号から第5号の規定により登録を取り消したときは、その旨を当該防除従事者に通知するものとする。

(防除従事者証の返納)

第10条 防除従事者は、前条第1項第1号から第5号の規定により登録を取り消されたときは、直ちに市長に防除従事者証を返納しなければならない。

附 則

この要領は、平成29年12月18日から施行する。